

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 健康保険法による保険医の登録
国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの
解除予定の保安林にする旨の通知
- ” 土地改良区の解散
- ” 土地改良区の定款の変更の認可
- ” 公共測量の実施を終わつた旨の通知
- ◇ 公 告 昭和四十四年度鳥取県保母試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令

第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十四年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
野 口 善 範	鳥取市片原五丁目 三枝荘	鳥医 第一四二九号	昭和四十四年六月三日
則 井 崇	米子市灘町三丁目二三 渡部安富方	鳥医 第一四三〇号	昭和四十四年六月二日
松 尾 逸 士	境港市外江町三五四七	鳥医 第一四三一号	昭和四十四年六月二日

鳥取県告示第四百一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国医第一四二九号	野 口 善 範	昭和四十四年六月三日
” 第一四三〇号	則 井 崇	” 二日
” 第一四三一号	松 尾 逸 士	” 一日

鳥取県告示第四百二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字河原字白髪山一四七七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字銀山字礪谷三八八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

砂防設備敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百四号

吉長土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区の定款の変更を昭和四十四年六月二十四日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公 告

- 一 作業種類 基本測量(四等三角測量)
- 二 作業地域 西伯郡名和町及び大山町
- 三 終了年月日 昭和四十四年六月十五日

児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第2項の規定により、昭和44年度鳥取県保母試験を次のとおり実施する。

昭和44年7月1日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験期日

(1) 実地試験 昭和44年9月4日(木曜日)又は9月5日(金曜日)のいずれかの日に行なうこととし、受験者が受験すべき日は、受験票で指定する。

(2) 筆記試験 昭和44年9月6日(土曜日)及び9月7日(日曜日)

2 試験の日時刻

月 日	試 験 科 目	時 間
9月4日	保育実習(実地)	9時10分～16時0分
9月5日	児童心理学及び精神衛生	9時10分～10時40分
9月6日	児童福祉事業概論	10時50分～12時20分
	看護学及び実習	13時0分～14時30分

3 試験場所

(1) 実地試験 倉吉市大平町(上井駅下車徒歩8分) 鳥取県立保育専門学院

(2) 筆記試験 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂

4 受験手続

(1) 保母試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

ア 保母試験受験申請書

イ 履歴書

ウ 戸籍抄本

エ 受験資格を証明する書類

オ 写真(受験申請前6月以内に撮影した名刺判正面上半身のものとし、裏面に氏名を明記すること。)

(2) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第41条の2第1項又は第2項の規定により試験科目の一部免除を受けようとする者は(1)に掲げる書類のほか保母試験受験科目免除願を提出すること。

なお、他の都道府県で一部科目に合格している場合は、その都道府県の合格証明書を、厚生大臣の指定する学校又は施設において、その指定する科目を専修した場合は、学長の発行した専修証明書を添付すること。

5 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 1,000円
- (2) (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を、保母試験受験申請書の所定欄にはりつけること。この場合消印をしないこと。
- (3) 既納の手数料は、返還しない。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部 筒月三百円(送料を含む)】